

事務連絡
令和元年7月24日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管課
各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
文部科学大臣所轄各学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省総合教育政策局教育改革・国際課
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省高等教育局高等教育企画課
文部科学省高等教育局学生・留学生課

「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けた
エボラ出血熱に係る注意喚起について

世界保健機関（WHO）は、コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の発生が北キブ州の州都ゴマに及んだことを受けて、日本時間7月18日、この事態が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると宣言しました。

つきましては、以下関連情報ホームページ及び別添の参考資料等を確認の上、必要に応じて、エボラ出血熱に係る情報について、児童生徒、学生、保護者及び教職員等に周知するとともに、特にエボラ出血熱発生地域であるコンゴ民主共和国及びウガンダ共和国への修学旅行、留学及びこれらの地域における研究活動等については、関係情報を踏まえたうえで、安全確保に細心の注意を払っていただくようお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文

部科学大臣所轄学校法人，大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校に対して，構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社等及び学校に対して，独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して，都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して周知されるようお願いいたします。

記

○関連情報ホームページ

（厚生労働省報道発表資料「コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱に関する世界保健機関（WHO）の緊急事態宣言」）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05795.html

（厚生労働省検疫所ホームページ「コンゴ民主共和国およびウガンダ共和国でエボラ出血熱が発生しています」）

<https://www.forth.go.jp/news/20190718.html>

（外務省海外安全ホームページ「コンゴ民主共和国及びウガンダ共和国におけるエボラ出血熱の発生」）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2019T056.html#ad-image-0

<本件連絡先>

（全体について）

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 学校保健対策専門官

T E L : 03-6734-2976

（海外への修学旅行及び高校生の海外留学等について）

文部科学省総合教育政策局教育改革・国際課 国際理解教育係

T E L : 03-6734-3562

（大学生の海外留学について）

文部科学省高等教育局学生・留学生課 留学生交流室政策調査係

T E L : 03-6734-3360